

第十六号議案

江戸川区発達相談・支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区発達相談・支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区発達相談・支援センター条例（平成三十年三月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター」を「第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改め、同条第三項第二号中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改め、同項第三号中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。
第六条第一項第二号及び第三号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、児童発達支援センターの類型が一元化されるため及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律

の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。